

本学で取得可能な教育職員免許状並びに各種資格

本学にて取得可能な教育職員免許状や各種資格については、下記のとおり。

1. 教育職員免許状

<全学部 学科>

(1) 教育職員免許状の授与と教職課程

教育職員として、学校教育に携わろうとする者は、教育職員免許法に基づく教育職員免許状（以下「免許状」と称する）を必要とする。

教職課程はこれを取得するのに必要な教育課程によって構成されている。

本学を卒業し、所定の基準に従って、この課程を修めた者は教育職員免許状の授与を所轄庁に申請することができる。

(2) 本学において取得できる免許状の種類

本学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

学部	学科	免許状の種類	教科（領域）
経営学部	経営学科	中学校教諭一種免許状	保健体育（注1）
		高等学校教諭一種免許状	商業 保健体育（注1）
社会福祉学部	社会福祉学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史・公民
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
美術学部	デザイン学科	中学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	美術
	建築学科	高等学校教諭一種免許状	工業

（注1）※保健体育はスポーツマネジメントコースのみ取得可能

(3) 免許状取得のための基礎資格

免許状を取得するための条件として、本学で学士を学位授与され、修了（卒業）することが課せられている。

(4) 教職課程の授業科目構成

免許状を取得するために教職課程として履修すべき授業科目は次のように分類される。

①教科及び教科の指導法に関する科目

②教育の基礎的理解に関する科目

③道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

④教育実践に関する科目

⑤大学が独自に設定する科目

⑥特別支援教育に関する科目（但し、特別支援学校教諭一種免許状取得の場合のみ）

(5) 免許状を取得するために修得すべき最低単位数

中学校教諭、高等学校教諭および特別支援学校教諭の免許状を授与されるのに必要な資格要件は次のとおりである。

① 免許法施行規則第66条の6に定める科目として全て修得が必要な単位

免許法施行規則に定める科目区分	必修単位	左記に対応する本学の開講科目	卒業要件		備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法		2	共通教育科目
体育	2	スポーツ総合 健康科学	1 2		共通教育科目
外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション		2	共通教育科目
データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報基礎演習Ⅰ 情報基礎演習Ⅱ	1 1		共通教育科目

② 各免許状の種類別最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	大学における専門科目の最低修得単位数						合計
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理論に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目 <注>	特別支援教育に関する科目(但し、特別支援学校教諭一種免許状取得の場合のみ)	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	10	10	7	4	-	59
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	24	10	8	5	12	-	59
特別支援学校教諭一種免許状	学士の学位及び小学校、中学校、高等学校または幼稚園の免許状を有すること						26	26

<注>各区分における最低修得単位数を超えて修得した単位で代替できる。

(6) 教職課程諸経費

教職課程科目を履修するためには、教職課程登録料等を納入しなければならない(教職課程登録料等は「諸手続費用」を参照)。証明書自動発行機より納入し、印刷された登録票を学務課窓口へ提出する。なお、その他の費用として、介護等体験対象者は10,000円、教育実習謝礼、教科書等の経費を別途徴収する。

2. 国家資格

<社会福祉学部 社会福祉学科>

【社会福祉士国家資格受験資格】

社会福祉士及び介護福祉士法に定められる指定科目の単位を修得し、卒業する際に受験資格が得られる。毎年2月上旬に実施される社会福祉士国家試験を受験することができ、合格した際には社会福祉士として社会福祉施設等で利用者の相談・援助業務を担うことができる。

【精神保健福祉士国家資格受験資格】

精神保健福祉士法に定められる指定科目の単位を修得し、卒業する際に受験資格が得られる。毎年2月上旬に実施される精神保健福祉士国家試験を受験することができ、合格した際には精神保健福祉士として精神障害者授産施設等で利用者の社会復帰に関する相談・援助業務を担うことができる。

【保育士資格】

入学時に保育士養成課程に登録した者が指定科目の単位を修得し、卒業した場合に保育士国家資格が得られる。なお、保育士として業務に従事する際には、都道府県知事に対して登録申請が必要となる。

<美術学部 建築学科>

【建築士受験資格】

建築士は、「建築士法」に定められた資格をもって、建物の設計・工事監理を行う技術者の資格である。建築士免許は、業務の対象となる建築物の用途、規模、構造に応じて、一級、二級、木造の3つに分類される。本学では指定科目の単位を修得し、卒業することにより、二級・木造建築士の試験に加えて、一級建築士試験の受験資格が与えられる。

3. 任用資格

任用資格とは、各地方自治体等において、特定の業務に任用される時に必要となる資格である。任用資格には卒業すると同時に付与される任用資格と、所定の科目の単位を修得することで付与される任用資格があり、詳細は下記のとおりとなる。

<経営学部 経営学科>

※所定の科目の単位を修得して得られる任用資格

【社会福祉主事】

社会福祉各法に定める援護、育成または更生の措置に関する業務を職務とする。各種社会福祉施設の職種に求められる基礎資格としても準用されており、指定科目より必修2科目を含み4科目以上の単位を修得し卒業することで任用資格を取得することができる。

※サブメジャー・プログラム（他学部・他学科履修タイプ）に該当

<社会福祉学部 社会福祉学科>

※卒業と同時に全員に付与される任用資格

【社会福祉主事】

社会福祉各法に定める援護、育成または更生の措置に関する業務を職務とする。各種社会福祉施設の職種に求められる基礎資格としても準用されている。

【知的障害者福祉司】

知的障害者の福祉に対する情報提供や相談対応、事務所内の職員への指導などを職務とする。都道府県が設置する知的障害者更生相談所において配置が義務付けられているほか、市町村が設置する福祉事務所には知的障害者福祉司を置くことができるとされている。

【児童指導員】

児童福祉法に定められた児童養護施設や障害児入所施設、児童相談所等の児童福祉施設において児童の自立促進や生活指導等の援助を職務とする。

<美術学部 デザイン学科・建築学科>

※所定の科目の単位を修得して得られる任用資格

【社会福祉主事】

社会福祉各法に定める援護、育成または更生の措置に関する業務を職務とする。各種社会福祉施設の職種に求められる基礎資格としても準用されており、指定科目より必修2科目を含み4科目以上の単位を修得し卒業することで任用資格を取得することができる。

※サブメジャー・プログラム（他学部・他学科履修タイプ）に該当

4. その他各種団体認定資格

<社会福祉学部 社会福祉学科>

【スクール（学校）ソーシャルワーカー】

原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校現場等において、学校及び日常での生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行う者をいう。社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が認めた連盟校で、指定科目の単位を修得し、社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた者が資格を取得することができる。

<美術学部 デザイン学科・建築学科>

【商業施設士補】

本学のような認定校において商業施設に関する知識を習得したことを示す資格で、美術学部において所定の科目の単位を取得したうえで、公益社団法人商業施設技術者団体連合会が行う講習を受講した者が資格を取得することができる。3年次に取得可能で、商業施設士補を3年次に取得した際には4年次に商業施設士の試験を受験することができる。

<経営学部 経営学科>

【スポーツコーチングリーダー】

公益財団法人日本スポーツ協会が認定する資格で、スポーツに関する基礎的知識やボランティアに関する基礎的知識を学び、地域におけるスポーツグループやサークルのリーダーとして指導・経営を行う者。

公益財団法人日本スポーツ協会指定の本学免除認定授業科目の単位を修得した者がスポーツコーチングリーダーの受験資格を取得することができる。また、同協会の「競技別指導者資格」「フィットネス系資格」取得のために同協会が実施する「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の受講が免除される。

※経営学科以外の学生はサブメジャー・プログラム（他学部・他学科履修タイプ）に該当

【初級パラスポーツ指導員】

公益財団法人日本パラスポーツ協会の公認資格で、障がい者のスポーツの普及と発展をめざし、障がい者のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図るため、昭和60年より指導者制度として定められたもので、初級パラスポーツ指導員は、地域で活動する指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者。指定科目の単位を修得し、学外実習（障がい者との交流）を行った者が資格を取得することができる。

※経営学科以外の学生はサブメジャー・プログラム（他学部・他学科履修タイプ）に該当

5. 星槎道都大学認定資格（本学独自資格）

<経営学部 経営学科>

【スポーツソーシャルワーカー資格】

スポーツソーシャルワーカーは、学校や地域におけるスポーツ活動を一層活性化させるため、地域における様々なスポーツ活動に関する課題（○地域の多様な年齢層の交流促進、○地域コミュニティの活性化、○スポーツによる健康増進、○高齢者等のスポーツ機会の確保、○子供の運動嫌いの「つまずき」の解消、○スポーツをする場の提供、○多種目志向・マイナー競技・障害者スポーツへの対応など）に対応する者のことで、スポーツソーシャルワーカー課程は、スポーツと社会福祉教育を実践する本学ならではの独自資格として平成29年度より開設した課程となる。指定科目の単位を修得した者に、本学学長よりスポーツソーシャルワーカー資格証明書を交付する。

<社会福祉学部 社会福祉学科>

【子育て支援ソーシャルワーカー資格】

子育て支援ソーシャルワーカーは、保育士資格を有し、保育とソーシャルワークに関する専門知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、子どもの養育（保育）に関する相談に応じ、助言、行動見本、その他の援助を行う者である。

子育て支援ソーシャルワーカー資格は、保育士養成と社会福祉士養成を行う本学独自の認定資格であり、初級子育て支援ソーシャルワーカーと子育て支援ソーシャルワーカーの二種からなる。社会福祉学部社会福祉学科保育士養成課程並びに通信教育科指定保育士養成課程が資格取得の対象となり、指定科目の単位を修得した者に、本学学長より子育て支援ソーシャルワーカー資格証明書を交付する。

以上